

使用済太陽光発電設備積替え保管施設整備促進事業実施要綱

(制定) 令和 7 年 5 月 16 日付 7 環資計第 144 号

(要綱の目的)

第 1 条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、東京都内（以下「都内」という。）における、使用済太陽光発電設備等のリサイクルを促進するために行う「使用済太陽光発電設備積替え保管施設整備促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

(本事業の概要)

第 2 条 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携して、都内において本事業の目的に資する取組を実施する事業者等に対し、都の予算の範囲内において、その経費の一部を補助する。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 太陽光発電設備等

太陽光を電気に変換するシステムであつて、太陽光パネル、パワーコンディショナ（太陽電池が発電した直流電力を住宅で利用できる交流電力に変換する設備をいう。）、太陽光パネルの架台及びリチウムイオン蓄電池部（リチウムの酸化及び還元的作用により電気を供給する蓄電池をいう。）、インバータ等の電力変換装置並びにその他これらに付随する設備を総称したものをいう。

(2) 積替え保管施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第十四条第一項の許可を受けた産業廃棄物の積替え保管を行う施設（環境大臣の指定及び認定等により産業廃棄物の積替え保管を行う施設を含む。）をいう。

(本事業の内容)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業者等（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者であつて、次項の補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者とする。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社、常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人

- (2) 本事業の推進に向けて、都が実施する取組に参加・協力する者であること。
 - (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)
 - ウ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者
 - エ 法令に基づく必要な許可の取得又は届出がなされていない者
 - オ 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者
 - (4) 廃棄物処理法第14条及び同法第14条の4に基づき、東京都知事又は八王子市長の産業廃棄物処理業(産業廃棄物収集運搬業)許可を有する者又は環境大臣の指定及び認定等により、同許可を有することなく産業廃棄物処理業を行うことができる者であること。
- 2 補助対象事業は次の各号の全てに該当するものとする。
- (1) 都内の事業所等における事業であること。
 - (2) 次に掲げる要件の全てに該当する、使用済太陽光パネルを含む使用済太陽光発電設備等の積替え保管施設の整備及び設置を行う事業であること。
 - ① 保管する使用済太陽光発電設備等の水濡れ防止及び破損防止措置が講じられていること。
 - ② 使用済太陽光発電設備等のリサイクルの促進、効率的な輸送に必要な計画を策定していること。
- 3 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する建築物・設備等の設置に要する経費、既存設備等の撤去又は移設に要する経費、土地の造成に要する経費、その他必要と認められる経費のうち、次に掲げるものを対象とする。
- ア 設備購入費
 - イ 設計費
 - ウ 設備工事費
 - エ 工事負担金
 - オ 諸経費・管理費
- ただし、消費税及び地方消費税、人件費(補助人件費を除く。)その他

本事業の完了後においても必要となる経常経費、本事業の実施に必要と認められない経費、領収書等により支払の事実が確認できないもの、本事業の実施期間外に使用した経費及び既に国、地方公共団体等により別途、補助金、委託費等が支給されているもの又は支給が予定されているものを除く。

- 4 補助金交付額は、前項の経費に国、地方公共団体等により別途、交付された補助金等を控除したのちに、2分の1を乗じて得られた額とする。

ただし、補助金交付額に1,000円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てる。

- 5 補助金交付額は200万円を上限とする。

- 6 補助金の交付の決定には、本事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(実施体制)

第5条 都は、公社と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。

- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。

(1) 公社が補助対象者に対して補助金を交付するために造成する基金への出えん

(2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助

(3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務

- 3 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

- 4 公社は、本事業の実施に関し必要な事項について定める規程等（以下「規程等」という。）を制定すること。

- 5 公社は、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(本事業の実施期間)

第6条 本事業の実施期間は次の各号のとおりとする。

- 1 本事業の補助金交付申請の募集及び申請期間は、令和7年度から令和12年度までとする。

- 2 本事業の補助金の交付は、令和13年度まで行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別

に定める。

附 則（令和 7 年 5 月 16 日付 7 環資計第 144 号）
この要綱は、令和 7 年 5 月 16 日から施行する。